

埼玉県警察本部訓令第17号

埼玉県警察無線通話に関する訓令を次のように定める。

昭和40年8月3日

埼玉県警察本部長

埼玉県警察無線通話に関する訓令

(概要)

本訓令は、無線通話による通信の運用に関し、必要な事項を定めたものあり、その主な内容は、

- 通信統制官の指定、任務
- 通信系の運用
- 統制局及び代行統制局の指定
- 通信制限
- 数字を含む呼出名称の呼称

等である。